

ワシントン海軍軍縮会議前後の海軍部内状況

——「両加藤の対立」再考——

小池 聖 一

はじめに

一九二〇年代の海軍は、「政党政治」の時代にあつて弱体化した「非選出部分」の一部を占めるに過ぎず、それ故、「政党政治を承認し、その中で自己の部分利益を極大化しようとする勢力が主流を占め⁽¹⁾」たとされている。この「自己の部分利益」の拡大を海軍でなしたのには、海軍大臣であつた。

従来、当該期の海軍大臣は主に「条約派」と「艦隊派」の派閥抗争のなかで捉えられてきた。⁽²⁾特に、その対立の起点とされるワシントン海軍軍縮会議における首席全権加藤友三郎と海軍側首席随員加藤寛治の対立は、後の両派對立の起点として大きな意味を持つとされている。だが、このワシントン軍縮を境として加藤(友)海相により海軍政策が軍拡から軍縮へと百八十度転換したにもかかわらず、後年

のロンドン軍縮時に比べ著しく海軍部内は、平穏であつた。それは、第一にアンチミリタリズムが内外世論を形成していたこと、第二に、加藤(友)海相が海軍部内に対し強力な統制力を持っていたことがあげられるであろう。本稿では、第二点の加藤海相の部内統制力の実態に着目することで、いわゆる両加藤に代表される対立を、海軍政策の推移と軍部大臣文官制問題の二方面から海軍部内に焦点を合わせて考察するなかで明らかにして行き、そして、できる限り一九二〇年代の海軍の動向についても触れてみたい。

一 海軍大臣臨時事務管理問題

アメリカから非公式に軍縮会議開催の提案を受けたのは大正十(一九二一)年七月十一日のことであつた。海軍は、この時期、第一次大戦後の財政好転により海軍拡張(「八・八艦隊」構想の予算化)に成功したものの、対米軍備の面で

は比率の大幅低下が予想されていた。そのため、ワシントン軍縮会議への参加は、海軍にとって「比率が極端に悪化しない時点で、しかも財政破綻をきたす以前に軍縮に応じる」ものとして合理的な選択であった。この必然化された海軍の軍縮会議参加にあたっての次なる問題は、誰が首席全権に就任するか、そして、軍政長官として参加が当然視されていた加藤海相の留守を誰が管理するかであった。

まず、首席全権の選定には、軍部から陸軍が山本権兵衛を、海軍が斎藤実を、また、山本権兵衛の個人的見解としては、島村速雄などの名前があがっていた。だが、原敬首相が首席全権に希望したのは加藤海相であり、結局、八月二十五日、加藤海相の全権就任が決定した。この背景には、明治憲法体制下において、軍縮といった軍部内部にも関わる問題を処理できるのは軍部内部の者しかいないという原の現実的な認識があったためであった。次に、加藤海相の留守中、誰が管理するかという問題に対して、原敬は、軍部大臣文官制の端緒を開くべく自らの海軍大臣事務管理就任を希望したのに対し、一方、加藤(友)は、留守中の海相事務代理として(1)次官、(2)軍事参議官(島村速雄、名和又八郎、加藤定吉)の二案を示した。加藤は(1)の次官案を「次官代理様の事にて相済まば最も好都合」としたが、官制上不可能ならば、(2)の軍事参議官からの登用もやむな

しとし、あくまでも海軍軍人による海相事務管理を希望した。当時の軍事参議官中、「名和は次官とも能く仕事も出来る人物なれども、あまりに仕事する人も妙ならざれば」として除外され、加藤は最終的に軍令系である加藤定吉を推薦した。この一連の行動で特徴的なことは、常に、井出謙治次官を加藤留守中の軍政(海軍省)の中心に置こうとしていることである。つまり、加藤は井出次官を通じて、軍縮会議中の自らの行動のフリーハンドを得ようとしていたのであった。

では、当時の加藤海相をめぐる海軍部内状況はいったいどのようなものであったのだろうか。まず、第一に、軍縮自体に対して「均等主義」「差等主義」のいずれについても至難のこととして成立が危ぶまれていた。第二に、海軍薩派首脳(山本権兵衛―斎藤実―財部彪)が軍縮会議中に見られた会議一年延期論に代表されるように、海軍部内の主導権挽回を狙っていたこと。第三に、軍縮反対派の加藤寛治と海軍薩派財部彪の間に連絡が取られ、この両者を中心として連合の可能性があったことである。これらの部内の状況に対し、加藤海相が行ったことは、井上良馨、東郷平八郎両元帥への根回し、つまり、海軍長老による軍縮中のフリーハンドと権威付であった。この結果、加藤海相は軍政系官僚と共に井上良馨、東郷平八郎元帥など海軍長老の同意も

手にいれることとなり、この上で加藤海相は、原と九月二十二日の段階で、以下の三点の条件をもって原の事務管理就任を認め¹⁵⁾た。

(1) ワシントン軍縮会議期間中に限ること。

(2) 純軍政事項にのみ、事務管理するものとし、帷幄上奏等には触れないこと(その際、加藤海相自身前もって事務を処理していく)。

(3) 軍縮後の海軍予算について原は援助を与えることとする。¹⁶⁾

原敬首相もこの三条件を受け入れ、原が文官として初めて海軍大臣事務管理に就任することが決定した。これは、加藤海相にとつても、井出次官の軍縮中における行動の自由と際限のない海軍費の削減に歯止めをかけることに成功するものであった。それ故、「加藤海相不在中余(原敬首相)が監督の下に置く事、法規上差支なく、海軍(ここでは海軍―加藤海相)に於ては異議なきのみならず寧ろ之を希望し居る次第¹⁷⁾」であったのである。この結果、海軍は、陸軍大臣による海軍事務管理を排することができ、一方、原にとつても、海軍の支持を得て、原の海軍大臣事務管理就任が軍部大臣官制の導入に繋がるとして強硬に反対していた陸軍を押し返ることができたのである。

では、なぜ当時、海軍部内で軍部大臣官制への端緒を

開きかねない原の事務管理就任に対し目立った反対の声が挙がらなかつたのであろうか、また、ワシントン軍縮そのものに対して反対しなかつたのであろうか。そして、それは単に、加藤海相の声望(栄光の日本海海戦の参謀長)と、その声望に伴う漠然とした部内統制力のみであつたのであろうか。

まず、海軍薩派は、軍縮会議一年延期論をもって海軍でのヘゲモニーを握ろうと試みていたものの、この一年延期論は本質的に外交技術論的範疇に留まるものであつた。そして、一年延期論の内容も、谷口尚真の次長就任と大角岑生の軍務局長就任等、人事問題に矮小化¹⁸⁾され、政策論的展開を含まぬものであつた。さらに、山本、齋藤、財部らの薩派首脳にとつても軍縮の必要性は認識されており、軍政優位の上に海軍内の覇権を築いてきた彼らが、海軍大臣事務管理問題を軍部大臣官制ととらえ、対策として統帥部の強化を唱えるような解決策を取ることは不可能であつた。また、一方、海軍軍令部を中心とする軍令系も「八・八艦隊」構想に固執し、絶対的軍備の重要性を主張する竹下勇(中将、将官会議議員兼軍令部参謀¹⁹⁾)と、「対米七割」を主張する加藤寛治ら軍令系中堅層とで軍縮に対する意見が分かれていた。このことは最終的に、「軍備制限対策研究会」²⁰⁾の報告で、一応「対米七割」を優先させることで決着が

いていたものの、その真意は「八・八艦隊」構想を完成させた上で、対米七割を維持するという玉虫色のものであった。このことは、軍令部側が、最終的に二者択一を行えなかったことを意味する。更に、軍令系の重鎮であった島村速雄軍事参議官が加藤友三郎を支持していたことは、⁽²¹⁾軍令系の軍縮反対の意見を鎮静化させることに効果があったと考えられる。つまり、軍令系は政策的にもまた、その拠点となるべき海軍軍令部の上層部（山下源太郎軍令部長も軍縮に同意）にも人を得られず、軍縮と軍部大臣文官制に反対することができなかつたのである。

このように、原―加藤（友）間に妥協が成立し、原の事務管理就任が実現したのは、原の軍縮成立による財政負担軽減、軍部大臣文官制導入による軍部コントロールへの意欲と、加藤海相の海軍内での井出次官重用（『反対勢力封じ込め』）と軍縮後の海軍費の保障の要求とが一致したためであった。しかし、その妥協には、原の明治憲法体制下の軍部操縦面の限界の認識と、海軍費の膨張による国家財政悪化を認識する加藤海相の存在なくしてはあり得ないことであった。だが、この原―加藤（友）間の妥協は、海軍に対し目に見えない影響を与えることとなった。それは、当時、軍部大臣文官制を承認していなかつた加藤（友）海相が次官重用を軍縮成功のポイントに置いたため、「海軍大中将以外ノ

者カ海軍大臣ノ代理ヲ為スハ法律上支障ナシト信ス、任用ノ資格ヲ以テ直ニ代理者ノ資格ト為スノ理由ナキナリ」と、海軍大臣任用資格（大・中將）より内閣官制第九条を優先させたことである。この結果、「統帥カ国務ニ非ストナスハ独断ニ過キンカ、憲法ハ国務大臣ノ職責ニ制限ヲ附セサルヲ以テ国家ノ元首ノ大権ノ一切ニ付キテ輔弼ス可キハ自然ノ理ナリ（中略）憲法上、大権ノ及フ所ハ国務大臣ノ輔弼ノ及フ範圍ナラサル可ラス、統帥モ亦其範圍外ニ出テサルナリ」と、国務―統帥間で、前者の優位のうちに国務に統帥を含むとした。だが、現実的には、帷幄上奏権の存在、明確化しえない軍政軍令の境界線があり、加藤（友）海相を初め歴代の海相は、この問題の不明確さの上に軍政優位という伝統を以て、内閣と海軍セクシヨナリズムを調整し、自らの統制力を行使してきたのであった。それを、加藤（友）がワシントン軍縮会議に当たって、原の事務管理就任を通じて、海相の権限を暫定的とはいえ「軍政事項」に限定し、人事権、純軍事的事項と區別したことは、軍部大臣文官制への端緒を開きかねず、更に、「軍政優位」という不明確な伝統上に存在する海相の立場を不安定なものにしかねなかつたのである。これにより、軍政軍令間に政策的一致が失われたとき争点化する可能性をもつことになつたのである。

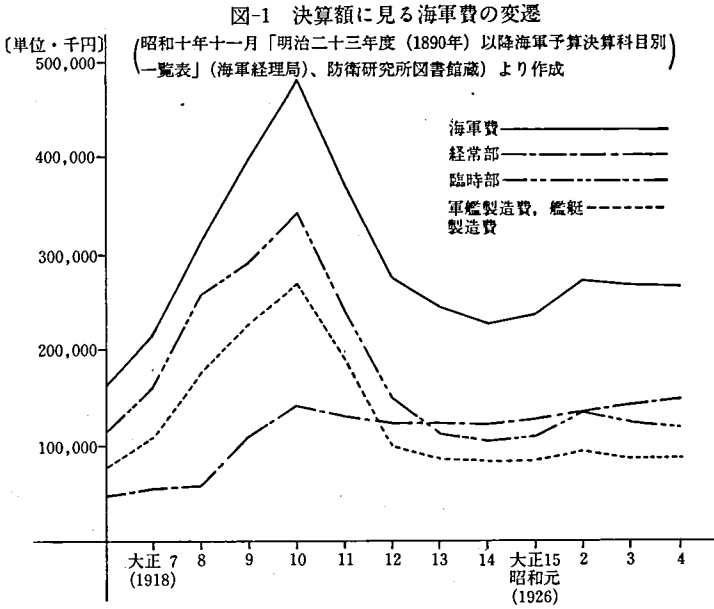
二 ワシントン軍縮と海軍

ワシントン軍縮は、會議に随員として参加した武井大助（海軍主計中佐、經理局員）が「海軍軍備制限条約が我が財政に取つて尠らずも救世主の役割を演じたといつても過言ではあるまい」⁽²⁴⁾と述べたように國家財政にとつて緊縮の役割の必要性を先取りするものであった。また、ワシントン軍縮の必要性は、膨大なアメリカの海軍擴張計画から来る相對的軍備の点からも、そして、その相對性から来る対米戰といふ「軍人的リズム」の点からも合理的であつた。

だが、対米六割と太平洋根拠地の現状維持といふ條件での妥協は、後者の点でアメリカ太平洋艦隊の渡洋攻撃を不可能にしたが、日本海軍にとつても前者の点で対米戰における艦隊決戦を著しく不利にした。そのため、ワシントン會議中、全權加藤友三郎海相と海軍側首席隨員加藤寛治中将間で対立が起きたのである。この両加藤の対立が、後の「条約派」と「艦隊派」の派閥抗争の起点とされている。だが、果たして實際はどうであつたのであろうか、この対立は、一九二〇年代を通じて維持されたのであろうか。もし、両加藤の対立が派閥の対立に転化したならば、何故、財部彪の所へ行つた加藤寛治が、「首相「加藤友三郎」病氣ニ付海軍ノ前途憂慮ノ咄アリ」⁽²⁵⁾と語つたのであろうか。そし

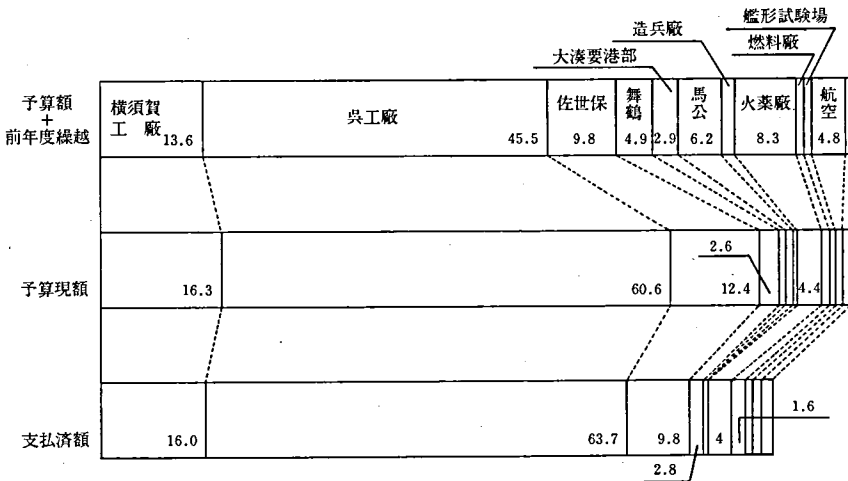
て、實際に加藤友三郎海相は、従来の海軍政策を変更したのであろうか。ここでは、加藤友三郎海相の指導下で編成、実行された大正十一年度の海軍費の動向を中心に、當時の海軍政策の傾向について探つてみたい。

海軍費全体の動きは、第四十二議會で成立した、八・八艦隊法案を頂点にして海軍費は増大し、國庫歳出決算額中の割合を増加させたが、ワシントン會議以降、大正十一年度を境に海軍費は著しく減少している（図一）。その主たる原因は、臨時部、特に軍艦製造費（艦艇製造費）の減少であり、ワシントン軍縮による主力艦の廃棄、製造中止によつて得られたものである。では、ここでより詳しく見ていきたい。表一に見られるように、不用額中、艦艇製造費のほぼ全額がワシントン軍縮で廃棄が決定した主力未成艦（戦艦）からのものである。だが、ここで注目したいのは、不用額の約一・六倍に当たる三四、七五七千円が他の艦艇に流用されていることである。この流用額中の四〇・八パーセントが巡洋艦に、四一・一パーセントが駆逐艦に流用され、増額されている。そして、特徴的なことは、予算化された艦艇の額を減らしてまで予算化されていない新計画の同種艦艇に流用されていることである。⁽²⁶⁾これは、ワシントン軍縮後の斎藤七五郎中将の予言通り、補助艦艇を中心とする新たな軍拡がスタートしたことを意味する。そして、



この補助艦艇費の増額傾向は、大正十一年度軍備補充追加及同年度乃至大正十四年度年度額改定(第四十五議会(高橋内閣)22・3・20公布)で、川内級軽巡洋艦の四番艦加古を設計変更し平賀譲造船大佐による七千百屯級重巡洋艦と

図-2 大正十一年度工作廠設備費の流れ (『海軍省年報』より作成)



し、古鷹、衣笠、青葉と同型艦四隻を「八・八艦隊」計画での継続費から支出することを決定したこと、更に、ワシントン海軍軍縮条約で決まった条約型一万屯級重巡洋艦妙高級⁽²⁹⁾(妙高、那智、羽黒、足柄)の計画着工を予算決定したことで明らかなのである(後に、大正十二年度の艦艇製造費(款)、補助艦製造費(項)組替の際、衣笠、青葉、妙高級四隻は同費によって製造)。では、これらの補充は「八・八艦隊」

構想での補助艦補充と比べた場合どうであろうか。まず表12にあるように合計隻数では、十二隻から十一隻へと減っている。しかし、中型巡洋艦八隻の計画を三隻に縮小した代わりに、大型巡洋艦の計画を、基準排水量八千屯から一万屯に増加させた上で、四隻から八隻へと増やしている。その結果、合計金額も「八・八艦隊」構想時の約二倍に増大していることである。また、加古級重巡洋艦の建造を、神戸川崎造船所(古鷹、衣笠)、三菱長崎造船所(加古、青葉)の民間造船所に発注したことは、主力艦廃棄に伴う民間造船所の損害補填と言う一石二鳥の政策でもあったのである。

不用額 (G)	G/D (%)	G全体 (%)
21,496 0 0 0 0 0	31.1	65

(単位・千円、千円未満四捨五入)

ある。以上のような、軍縮後の海軍費に見る補助艦艇補充の現実、国防方針の第二次改定(23・28

裁可)での所要兵力の一部を成すものである。と同時に、戦略の迎撃艦隊決戦主義から漸減邀撃戦法への進化に対応するものであり、日本以上に軍縮後、予算を削減されたアメリカが条約後の新状況に対応できない状態のなかで、相対的軍備を重視する加藤友三郎(軍政)と加藤寛治(軍令)間に差異を認めることはできず、むしろ、両者に政策的一致があったということができるであろう。

次に、工作廠設備費(項)を中心に分析してみたい。海軍が造船、造兵の自国生産体制を確立してきた過程で、海軍工廠を中核とし、それに民間造船所を付属させることで、海軍工廠―民間造船所体制ともいうべき軍事産業形態を育成してきたことは、室山義正氏の諸論文⁽³⁰⁾によって明らかにされてきた。その動向を最も端的に示すのがこの工作廠設備費である。大正十一年度の工作廠設備費も表13、図12のように、ワシントン会議を境に軍艦製造費同様に、予算現額と比較して減額されている。だが、流用増減額の動向を見るならば、横須賀、呉、佐世保の各主力海軍工廠は、増額されているのである。反面、舞鶴と大湊、馬公、旅順、鎮海等各要港部の工廠は、ワシントン会議後の海軍部内の決定にしたがい、著しい減額を示している。この結果、主力三工廠の工作廠設備費中の割合は、六八・九から八九・三パーセントに増加しているのである。このことは、加藤

表-1 大正十一年度、臨時部軍備補充費(款)軍艦製造費(項)中、軍艦・艦艇製造費
 ([大正十一年度海軍省年報]より作成)

	予算額 (A)	前年度 繰越(B)	(A)+(B)に おける割 合(%)	流用増 減額(C)	予算 現額(D)	(D)での 割合 (%)	支出 済額(E)	(E)での 割合	翌年度 繰越(F)
戦艦	101,768	2,001	45.6	△34,757	69,014	30.3	43,979	22.8	3,540
巡洋艦	33,372	1,644	15.4	14,169	49,185	21.6	45,642	23.6	3,543
駆逐艦	25,784	343	11.5	14,279	40,406	17.8	38,307	19.8	2,099
潜水艦	34,718	0.1	15.3	△ 1,510	33,308	14.6	30,506	15.8	2,802
砲艦	259	21	0.12	1,231	1,512	0.66	1,483	0.77	29
特務艦	9,588	0.0003	4.2	3,991	13,579	5.97	11,888	6.2	1,691
掃海艇	1,675		0.72	813	2,488	1.1	1,676	0.87	811

備考 戦艦中には、戦艦、巡洋戦艦として建造され、軍縮後、特務艦となった「天城・赤城」を含む。

表-2 「八・八艦隊」案と軍縮後の補充計画の比較

	「八・八艦隊」案	単艦金額(千円)	隻数	合計(千円)
A	大型巡洋艦(8,000トン)	8,039	4	32,157
	中型巡洋艦(5,500トン)	6,020	8	48,158
	計		12	80,315
↓ 「八・八艦隊」計画で建造された中型巡洋艦				
B	那珂, 川内, 神通	6,020	3	18,059
	計		3	18,059
C	加古, 古鷹(7,000トン)	15,989	2	31,978
	衣笠, 青葉(")	"	2	"
	妙高, 那智(10,000トン)	22,220	2	44,440
	足柄, 羽黒(10,000トン)	"	2	"
	計		8	152,837
B+C		合計	11	170,895

友三郎海相が「八・八艦隊」構想前から進められてきた、海

軍工廠―民間造船所体制を、主力三工廠に生産を集中することで体制の維持を図ったものと理解できるものである。以上のように、加藤友三郎海相の指導のもとで行われたワシントン会議後の海軍政策を要約すれば次のことが言えるのではないだろうか。

- ① 国家財政面での緊縮方針に同調、先行したこと。
 - ② 主力艦が対米六割に制限されたとはいえ、加藤友三郎はいち早くワシントン条約による新状況(条約型一万屯級巡洋艦)に対応し、巡洋艦を中心とする対米七割の確保と、軍令部の漸減邀撃作戦にタイアップしたこと。
 - ③ 海軍工廠―民間造船所体制の維持。
- 右記のことから、①の点は、ワシントン軍縮がもたらした結果的な問題でありこの問題が海軍内で取り上げられることはない。また、②、③の点からは、ワシントン会議中にお

表-3 工作廠設備費大正十二年度変遷表

〔海軍省年報〕より作成

目	予算額 (A)	前年度 繰越額(B)	(A)+(B) の割合(%)	中 の 増 減 (C)	流 用 増 減 額	子 算 現 額 (D)	(D) の 割 合 (%)	支 出 済 額 (E)	(E) の 割 合 (%)	翌年度 繰越額	不 同 点
横須賀工 ^① 廠	803	1,683	13.6		485	2,972	16.3	2,615	16	357	—
呉工 ^② 廠	4,112	4,204	45.5		2,762	11,078	60.6	10,362	63.7	716	—
佐世保工 ^③ 廠	527	1,272	9.8		465	2,264	12.4	1,594	9.8	670	—
舞鶴工 ^④ 廠	351	542	4.9	△	436	456	2.5	453	2.8	3	—
大湊要港部	206	328	2.9	△	408	125	0.7	100	0.6	24	—
馬公要港部	457	685	6.2	△	1,108	34	0.2	13	0.07	21	—
旅順要港部	2.5	0.9	0.02	△	3.4	—	—	—	—	—	—
鎮海要港部	3	1	0.02	△	4	—	0.02	—	—	—	—
造兵 ^⑤ 廠	244	94	1.8	△	296	42	0.2	42	0.26	4	—
火薬 ^⑥ 廠	306	1,220	8.3	△	714	811	4.4	643	4	168	—
燃料 ^⑦ 廠	119	68	1		116	302	1.7	253	1.6	49	—
艦形試験所	35	149	1	△	128	56	0.3	56	0.34	—	—
航空試験所	125	750	4.8	△	734	139	0.76	139	0.85	—	—
工作廠設備 費全体	7,291	10,995	100	—	—	18,286	100	16,272	100	2,015	—
①②③④⑤⑥⑦ の合計	5,442	7,159	68.9		3,712	16,314	89.6	14,471	88.9	1,743	—

(単位・千円)

る両加藤の対立のような海軍省と軍令部の対立は起り得ない。それ以上に、②の点で、各国に先駆けて、条約型重巡洋艦の予算化に成功したことは、加藤寛治軍令部次長等、軍令系の者にとつても意に添うものであったのである。つまり、この時期、両加藤及び軍政軍令間に政策面で対立はなく、また、別の見方をすれば、このように海軍政策の転換を加藤友三郎が指導したことにより、編成権(予算権)を有する加藤友三郎海軍大臣の権限が軍令部の暗黙の支持の上に、海軍軍令部に対して相対的に強まったといふことができるのではないだろうか。

三 軍部大臣官制問題と海軍

前章で述べたごとく、軍政、軍令間には、軍縮後の海軍政策上で基本的な同意が成立していた。だが、ワシントン会議後の時点では、海軍大臣権限を巡る認識のズレが軍政(加藤友三郎)、軍令間で明確化しつつあった。それは、ワシントン会議後の第四十五議會(貴族院予算第四分科會議)での江木翼の質問に対する加藤友三郎の発言から生じた「軍部大臣官制問題」に起因している。その発言とは、以下のようなものであった。

今日ノ我国ノ状態ハ武官デナクチャナラヌ海軍大臣ハ
文官ニハ出来ナイト云フヨウナ極言ハ為シ得ナイト、

私ハ思ツテ居ル

更に、続けて、

帷幄上奏トカ或ハ官制改正ト云フヤウナコトヲ研究調査イタシマシテ、ソレテ出来ルト云フコトニナレハ文官大臣一向差支ナイト思フ 大体ニ於イテソウ云ウ方ニ向ツテ研究ヲシテ居ル(22・3・18)

と、加藤海相は、軍部大臣文官制問題に対して柔軟とも取れる発言をしたのである。⁽³¹⁾このことは、海軍部内、特に海軍セクシヨナリズム利益に敏感な軍令系のものに波紋を投げかけることとなった。この加藤海相の発言は、ワシントン会議直後の大正十(一九二二)年十二月二十七日、留守を預かる井出謙治次官に宛てた「加藤全権伝言」のなかで既に用意されていた。

軍令部ノ処分案ハ是非共考フヘシ本件ハ強ク言ヒ置ク
文官大臣ハ早晚出現スヘシ之ニ応スル準備ヲ為シ置ク
ヘシ 英国流ニ近キモノニスヘシ之ヲ要スルニ思ヒ切
リテ諸官衙ヲ縮少スヘシ⁽³²⁾

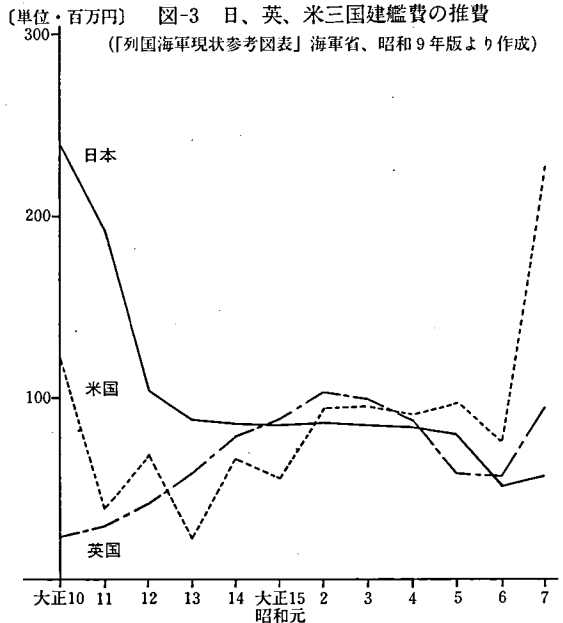
これは、軍部大臣文官制問題を将来実現化するものとみなしながら、英国海軍のように軍令部を、海軍大臣、海軍省のコントロール下に置くことを意図したものである。従来、加藤友三郎海相の志向性は、国務と統帥という国家レベルでの対立関係と、軍政・軍令という海軍内部の対立を、国

務と軍政を連動させ、その優位をもって海軍部内の再編成を行おうとするものであった。そのためには、海軍大臣の権限を強化しなければならない。だが、この「政党政治」の時代にあつて、加藤海相は、原敬内閣の「国務大臣」と、海軍大臣「軍政長官」としての不安定な二つの立場のバランスの上に立ち、一方で、この二つの立場を駆使することで、「八・八艦隊」の予算化に成功すると共に、その成功を背景に海軍部内に対し統制力を發揮してきたのであつた。それ故、二つの立場のバランスと部内への統制力を保つためには、どちらか片方の立場だけに比重を置く形での海軍大臣権限の強化を志向することはできないはずであつた。にもかかわらず、加藤海相は、このような微妙なバランスの上で、更に、「軍部大臣文官制」と「海軍軍令部の権限縮小」を同時に解決しようとしたのであつた。だが、前者の点で、軍部大臣武官制を「軍人ニ与ヘラレル唯一ノ参政権ナリ即チ海軍ヲ擁護シ得ル唯一ノ途ナリ」とする軍人一般からの「感情論」という形での文官制反対が起り、後者の点では、軍令系はもとより、加藤(友)系とされる軍政系官僚にとつても、軍政軍令の境界を明確化させる必要性が認識されてはいるものの、伝統的な軍政優位に満足し、官制改革という方向が支持されていない現状では、⁽³³⁾加藤海相による海軍大臣権限強化の方向性は、海軍セクシヨナリ

ズム利益という厚い壁にぶつからざるをえなかった。それ故、その後、加藤海相は、何ら新しい方針を明示し得なかつたのである。

このような軍政系の消極的な態度に比べ、海軍軍令部を中心とする軍令系は、加藤海相の発言に対して合理的に対処した。それは、軍部大臣官制に対抗して海軍セクシヨナリズム利益を擁護するという大義名分の動員に成功したことである。この「大義名分論」と、従来からの海軍軍令部権限拡大の動き⁽³⁵⁾との結合を果たしたうえで、軍令部第一班第二課長の高橋三吉大佐は、「海軍軍令部条例」と「省部互渉規程」の改正を企画した。⁽³⁶⁾高橋は、山下源太郎軍令部長、加藤寛治次長、末次信正第一部長のもと、改正案を作成した。だが、人事権、教育、兵力量の決定までに渡り大幅に海軍省の権限を軍令部に移管するその内容に対して、加藤寛治も末次も「困難グラーウ」⁽³⁷⁾「之ハ難シイ止メタガ可カラウ」⁽³⁸⁾と及び腰であり、必ずしも計画は、円滑に進まなかつた。しかし、加藤寛治⁽³⁹⁾、末次と海上勤務に移った後も、新たに軍令部次長になった堀内三郎中将(23・6・1)の同意のもと、高橋は、精力的に改正を試みた。そして、軍令部の意見という形で、「(極秘)大正十三年三月武官大臣制撤廃ニ関連シ制度改正ノ綱領」「海軍軍令部案」「海軍省軍令部関係業務担任規定案(九裁内容)」⁽⁴¹⁾を作成し、海軍省側(大

図-3 日、英、米三国建艦費の推費
〔「列国海軍現状参考図表」海軍省、昭和9年版より作成〕



臣村上格一大将)と商議に入ったが、省側の反対によりこの案は「立消ヘトナツタ」⁽⁴²⁾。これは、前章で述べたように軍政軍令間に政策的な一致が存在していたからである。更に、高橋には、後年の改正時の東郷平八郎元帥のような部内において強力な後援者(山下源太郎軍令部長は、加藤寛治らと関係において円滑さを欠いていたためかこの改正に対して消極的であった)がおらず、海軍内に軍令部強化のコンセンサスを形

成できなかったためであった。

おわりに

ワシントン軍縮以降、一九二〇年代の中心課題は「軍備充実であった。そのため一九一〇年代より「八・八艦隊」構想に代表される海上兵力の整備と海軍工廠―民間造船所体制の整備、拡大を行ってきた。しかし、国家財政の緊縮方針への転換、アンチミリタリズムの内外世論により日本海軍は、ワシントン海軍軍備制限条約を結ばざるをえなかった。その際、軍備の基準を数量的な計画におく絶対的軍備より、想定敵国アメリカに基準を置く相対的軍備に置いたことは、後に問題化する「対米七割論」を準備した。そして、主力艦での「対米六割」の現実は、海軍作戦を単純な迎撃艦隊決戦から漸減邀戦法に変更させ、その作戦計画のため重巡洋艦と潜水艦を中心とする補助艦艇の増強を必至のものとした。また、「軍備充実」の進行は、海軍部内での予算権、編成権を握る海軍大臣権限の強大化を促した。しかし、海軍大臣の権限は、國務大臣として、内閣との連帯を必要とする面と、軍政長官として海軍セクションナリズム利益を守る面の二つの側面をもっていたため、常に両者のバランスを保っていなければならないという不安定さがあった。だが、一九二〇年代(両軍縮間)の海軍は、軍政(海

軍省)、軍令(海軍軍令部)間の対立を基調としながらも、図―3のように「八・八艦隊」構想時に比べ著しく予算を減らしながらも海軍部内は、比較的平穏であった。それは、アメリカの建艦スピードが落ちているという幸運にも恵まれていたからであり、また、軍政軍令間で、海軍政策的一致があったからである。その意味で加藤友三郎海相の後を継いだ財部彪海相も、加藤海相の海軍政策における三つの基本方針を維持したといえる。その三つの基本方針とは、

① 国家財政との協調

② 補助艦補充に見られる海上兵力の充実

③ 海軍工廠―民間造船所体制の維持

である。だが、①と②③の点とは、内閣の緊縮財政方針への転換及び関東大震災により、協調の幅は狭くなり、アメリカの建艦政策の出力によっては、相容れなくなっていく。更に、国防方針の第二次改正という新たな絶対的軍備目的の設定が成されたことは、軍令系、海軍軍令部内部にワシントン軍縮時と同じような方針上の揺れを与えた。このように、内閣との政策上の不一致の出現と海軍軍令部内部の政策的動揺が生まれたため、加藤友三郎海相は、大正二十年度予算で、内閣からの海軍費の減額要求に対し、③の点を犠牲にし、②の点に海軍費を集中する「海上本位主義」に転換せざるをえなくなり、後に、より減額されるように

なると軍政軍令間の関係も段々と齟齬を来すようになって行った。また、加藤友三郎の後を継いだ財部彪海相が、長い間シーメンス事件のために佐世保鎮守府長官として中央を離れ、加藤友三郎との関係においても円滑さを欠いたため、軍政官僚層を掌握できなかったことは、海軍大臣の部内統制力の基盤を不安定にし、財部彪の東郷平八郎元帥への依存度を高めることとなった。⁽⁴⁵⁾

以上、これまで考察してきたように、結果的に、この時期、海軍にとって軍部大臣文官制問題は官制改革を含む明確な形で表れることはなく、ワシントン軍縮でみられたような両加藤の対立も軍縮後の補助艦補充計画の中で解消されていった。しかし、加藤友三郎海相は、ワシントン海軍軍縮会議の前に自ら海軍大臣の権限を海軍大臣事務管理問題で分割し、また、軍縮後の軍部大臣文官制問題においては、自らの意見を貫徹できなかったことは、海軍部内で彼の統制力に確固たる基盤を与えなかった。だが、このような亀裂も第二章で述べたように、軍政軍令間の政策的一致の前に顕在化することはなく基本的に一九二〇年代を通じて維持された。しかし、軍政軍令間の政策的一致が崩れ、対立に転化した時、そして、それが第二軍縮(ロンドン海軍軍縮会議)という形で危機が再びめぐってきた時、この問題は、海軍という枠を越えて作用し、海軍大臣の統制力の限

界を明示すると共に、海軍部内に激しいセクシヨナリズムの対立を惹起することとなったのである。

註

(1) 高橋進・宮崎隆次「政党政治の定着と崩壊」『日本近代史における転換期の研究』一九八五年、山川出版社、二二七頁。

(2) この「派閥抗争」からの視点は、主に海軍部内の対米観を中心とするもので、「条約派」を中心に分析したものとしては、小林龍夫氏(「海軍軍縮条約」『太平洋戦争への道』第一巻、朝日新聞社、一九六三年)、角田順氏(「日本海軍三代の歴史」雑誌「自由」一九六九年一月)及び、伊藤隆氏(「昭和初期政治史研究」東京大学出版会、一九六九年)がある。一方、麻田貞雄氏(「日本海軍と対米政策および戦略」『日米関係史』2、東京大学出版会、一九七一年、「日本海軍と軍縮」『ワシントン体制と日米関係』東京大学出版会、一九七八年)は、海軍の伝統的政策(①「八・八艦隊」構想、②対米想定敵国、③対米七割)と両加藤(加藤寛治と加藤友三郎)の国防観の違いから、「艦隊派」主流論を出している。一方、野村実氏は、その論文(「海軍軍令部の権限拡大の歴史と穩健派海軍首脳の離現役」『歴史の中の日本海軍』山川出版社、一九八〇年)の中で、「条約派」を中心に分析しながらも、明治建軍以来の海軍の機構面を重視し、軍政(海軍省)の優位を伝統として、一九三〇年代の海軍をその崩壊過程として捉えている。

(3) 室山義正「日露戦後財政と海軍拡張政策」『近代日本の経済と政治』山川出版社、一九八六年、六〇頁。

(4) 『東京朝日新聞』一九二二年七月十五日(以後、21・7・15)と略記。

(5) 『財部彪日記』(憲政資料室蔵、21・5・1補記。以下「財部日記」と表記)。但し、山本は「島村ハ自信カ強クテ困ルモ」と懸念を抱いている。

(6) 『原敬日記』21・8・24。

(7) この原敬の文官としてはじめての海軍大臣事務管理就任の評價については、積極的に認める浅野和生氏(原首相の臨時海軍大臣事務管理と大正アモクラシー)『慶応大学大学院法学研究科論文集』二二号、一九八五年)と、「政党政治」の限界として評価する木坂順一郎氏(「軍部とアモクラシー」『国際政治』三八号、一九六七年)、今井清一氏(「大正期における軍部の政治的地位」(上)『思想』三九九号)に分かれている。

(8) この次官案が発展して、次官を臨時に國務大臣に任命して、海軍大臣の事務を管理させることも不可能ではない。しかし、この案は、海軍内では、否定的に捉えられている。その理由には、井出次官の立場が弱く、無任所大臣に昇格させ臨時代理となる可能性が低かったためであろう。

(9)(10) 『原敬日記』22・8・25。

(11) 『大本営海軍部・連合艦隊(1)』朝雲新聞社、一九七五年、一八一頁。

(12) 『財部日記』には、「次官(井出謙治)次長(安保清種)、次野間口大将(兼雄、教育本部長)ニ華會議ニ対スル所見ヲ開陳シオケリ、我主張答レラレサルトキハ一年延期ヲ申出テ帰朝ノ決心

ハ如何ントノ意見ヲ陳ヘオケリ」(21・11・28)、あるいは、「斎藤大将曰ク、加藤全權ハ余リ判キリ語り過キ居ルモ果シテ一年延期論ノ余地アルカラ疑フ、山本大将曰ク、初頭ニ一ツ引掛ケ宣言シオケレバ宜シカランモノカ」(21・12・28)とある。

(13) 『財部日記』で、加藤寛治と財部彪間の書簡の往復は、七月十六日を前後して多くなっている。

(14) 『原敬日記』21・8・25。

(15) 『原敬日記』21・9・22。

(16) この予算問題に関して、加藤友三郎は、八月二十四日の段階で、大正十一年度予算を五億円から四億円にまで縮小することに賛成したが、それ以上の縮小に対しては「此上大蔵省に異論ありては進退問題なり」(『原敬日記』21・8・24)と反対し、原敬を通じて大蔵省側の抑制に成功している。

(17) 『原敬日記』21・10・5。

(18) 『財部日記』21・11・9。

(19) 『財部日記』21・9・19。

(20) 「軍備制限対策研究会」報告(21・7・21)「軍備制限対策研究基礎資料」防衛研究所図書館蔵。

(21) 島村は、軍縮後であるが、

世界平和と各国民負担軽減を目的とせる軍縮會議も日本の無理解なる反対に依りて破裂の止むなきに至レリとて、「アメリカは」全責任を日本に嫁して世界の人の嫌悪を増長せしむるに努むべく、又、我國民としても目下軍縮の気分充溢致居り、東京大阪の大新聞の内ニハ我七割説を餘計なるおセツカイなりとし、米

国案其儘ニ承服するを可とすと唱へ、之ニ反対する新聞ハ東京にても餘り有力ナラサルニ三種ニ止まると申時勢ニ於て、談判不調に終らしめて帰朝するか如き事ありてハ、今後海軍を従前ノ計画通りニ遂行せんとするも一大反対起るならんとの心配もあり。

と語り、内外のアンチミタリズムの風潮について適確に認識している。それ故に、加藤友三郎の対米六割での妥協に対し「加藤が右迄漕ぎ付ケタル働ハ小生ハ大ニ買うてやらなければならぬと存居候」と支持し、「八・八艦隊」構想の放棄についても認めていた。このように軍令系の島村が加藤を支持した背景には、兵学校の同期生であること以上に、日本の国力認識が共通していたからである（都筑馨六宛島村速雄書簡）「都筑馨六関係文書」憲政資料室蔵。

(22)(23) 「海軍大臣事務管理問題ニ就テ」 「田中家文書」憲政資料室蔵。

(24) 武井大助「海軍軍備制限条約の財政的意義(下)」 「国家学会雑誌」(第一四卷第八号) 大正十四年五月稿。

(25) 「財部日記」 22・12・30。

(26) 例えは巡洋艦では、建造中の由良、川内、神通、夕張が減額されて新計画艦の第三ノ第十号型巡洋艦に予算が付いている。

(27) 寺岡平吾「斎藤七五郎伝」 斎藤七五郎伝記刊行会、一九二八年、二〇二—二〇三頁。

(28) 平賀讓大佐は、軽巡洋艦夕張の設計を通じて、限られた予算内で、用兵上の要求である攻撃力の強化と艦型の増大という矛盾

する二つの問題を軽構造方式の導入により解決し、小さな艦艇に強力な攻撃兵器を搭載することに成功した。加古等の七千百屯級重巡洋艦は、この軽構造の採用により、八インチ砲六門、魚雷発射管六基と言う強力な攻撃力と速力三十五節の高速を併せ持つ優秀艦であり、当時の一万トン級重巡に対しても充分に対抗し得た。詳しくは、平賀讓「軍艦ノ軽構造ニ就テ」(23・11・15)、「新艦型ニ就テ」(21・6・12)、「七千百屯軽巡洋艦設計案」(21・8・4)「平賀讓遺稿集」出版協同社、一九八五年。

(29) 条約型重巡洋艦についても、註(28)同様、軽構造が採用され、八インチ砲十門、魚雷発射管八基、速力三十五節の重武装高速艦として設計された。平賀讓「二万噸級巡洋艦ニ就テ」(23・5・16) 同(28)資料。

(30) 「近代日本の軍事と財政」東京大学出版会、一九八四年。同註(3)。

(31) だが、加藤海相は、江木翼の質問に対して「併シナガラ何レガ便宜アルカト云フト、矢張り専門ノ知識ヲ有ツテ居ル者ガ海軍大臣タルガ便宜アルト云フコトハ今以テ私ハ信ジテ居ル」と、前以て答えており、加藤海相自身、積極的に軍部大臣官制の導入を図っていたとは考えられない。しかし、この発言の草案と考えられる軍務局堀悌吉中の文章の中では(「前略」)「国務中軍務ニ関スルモノハ其ノ所謂、軍令事項タルト軍政事項タルトヲ問ワス等シク之ニ干與セサルヲ得ス、今武官ニ非サル者カ大臣タルニ當リ軍令ノ承行カ武官ノ職掌ナルノ故ヲ以テ之ヲ顧ミルコト無ク軍令關係以外ノ事項ノミヲ管掌シテ以テ其ノ職ヲ完フセント欲スル

モ其ノ能ハサルハ明ナリ、即チ陸海軍大臣ハ武官ヲ以テスルノ現行官制を改政シ其ノ制限ヲ打破セザルヘカラス(後略)」「(大正十一年二月衆議院建議書に対する答弁書案) 大正十一年十一月二十五日堀中佐「陸海軍大臣任用資格問題に関する件」防衛研究所圖書館蔵」と、海軍大臣権限の軍政・軍令間の不可分性が説かれると共に、その二元化を恐れるが故に、軍部大臣文官制の導少まで認めているのである。しかし、堀悌吉中佐も「決行ニハ尚慎重ナル考慮ヲ要スヘキナリ」と、その実行の可能性については、疑問視している。それでもなお、後註の資料中にあるような感情的な反対や海軍セクシヨナリズムの擁護といった観点は、希薄化され、現状における軍部大臣文官制の導入に対して寛容であるということができよう。

(32) 「加藤全権伝言」「太平洋戦争への道・資料編」(朝日新聞社、一九六三年)三頁。

(33) 「軍部大臣資格撤廃問題ノ研究」同註(31)資料。この資料は、

議会での加藤海相の発言を受けて海軍省副官兼海相秘書官の岩村清一がまとめたものである。

(34) 軍政官僚においては、註(31)の堀悌吉同様海軍大臣の権限分離に対しては否定的であった。

(35) 海軍軍令部権限拡大の動きは、大正四年、当時軍令部次長であった佐藤鐵太郎少将が一度企画したが、加藤友三郎海相の怒りを買って在任四か月(大正四年八月十日〜十二月十三日)で海軍大佐に左遷させられたといわれている(海軍中将高橋三吉談「軍令部改正之経緯」防衛研究所圖書館蔵)。また、島村速雄も軍令部長当時、鈴木貫太郎によれば権限拡大に賛成であったといわれる(「西園寺公と政局」第二巻、一一六頁)。

(36) この当時の改正案は残っていないが、後述の商議時のものと大差はないと考えられる。

(37) (38) 同註(35)「軍令部改正之経緯」。

(39) 加藤寛治は、大正十二年六月一日(23・6・1)に第二艦隊

長官に転任している。

(40) 末次信正は、大正十二年十二月一日(23・12・1)、第一潜水艦隊司令官に転任している。

(41) 防衛研究所図書館資料。

(42) 同註(35)。

(43) 加藤友三郎が高橋是清にかわって内閣を組織することになった際、専任の海相を置くかどうかで海軍内で問題となった。当時の海軍部内で、海相候補として第一に挙げられたのは、財部彪であった。だが、軍事参議官会議で東郷平八郎元帥が財部を推薦したのに対し、加藤友三郎は「先ノシーメンス事件ノ余焰ノ為不可ナルモノアリ」(『財部日記』12・3・1)と述べ、財部彪の海相就任に否定的見解を示した。その結果、加藤友三郎の海相の兼任が決定し、加藤友三郎―井出謙治次官の軍政ラインが維持された。このことは、加藤友三郎が次期海相に井出次官を予定していたこ

とを匂わせるものである。そして、その後、加藤友三郎の病気が進行するなかでより専任の海相が必要となったにもかかわらず、なかなか専任海相を任命しなかったのも同じ理由からであろう。

(44) ロンドン軍縮での財部彪全権と海軍省側(山梨勝之進次官、堀悌吉軍務局長)とが必ずしも一致しなかった一つの理由であろう。

(45) このことが、後のロンドン海軍軍縮会議における財部彪の強力なリーダーシップの形成を不完全なものとし、更に、ジュネーブ海軍軍縮会議のあたりから急速に強化しつづつあった東郷平八郎元帥を政治的に浮上させる要因となった。なお、財部彪と東郷平八郎元帥との関係であるが、ロンドン軍縮の前まで、東郷平八郎元帥は、常に財部彪をバックアップする立場にあった。

(中央大学大学院博士後期課程)